

II 飼料用特別売買麦（食糧法第43条及び飼安法第4条）

第1 売買対象麦

- 1 農産局長は、食糧法第43条及び飼安法第4条に基づき、麦等の輸入を行おうとする者及び当該輸入麦等の買受けを行おうとする者の連名による申込みのあった飼料用輸入麦について見積合せを行い、飼料用輸入麦を買い入れ、買受業者に売り渡す。
- 2 農産局長は、第4の4の(1)の各号に定める要件を満たしていることを確認したものを買い入れる。
- 3 輸入方式は、船舶にばら積みして輸入する。

第2 売買数量の決定

1 契約予定数量の依頼

農林水産省畜産局長（以下本章のIIにおいて「畜産局長」という。）は、飼料の需給事情を勘案し、農産局長に飼料用特別売買麦（特別売買契約に基づき買い入れ、売り渡す飼料用の麦をいう。以下同じ。）の見積合せ（以下本章のIIにおいて「見積合せ」という。）に付する数量を依頼する。

2 契約予定数量の決定

農産局長は、1の依頼に基づき契約予定数量を決定する。

第3 売買契約締結の方法

1 契約相手方の決定（食糧法第43条）

農産局長は、飼料用輸入麦の特別売買契約（以下本章のIIにおいて「特別売買契約」という。）を締結する場合は、食糧法第43条に規定する特別な売買方式により売買契約の相手方を決定する。

2 見積合せに参加する者の要件及び基準

(1) 輸入資格の要件

特別売買契約の見積合せに輸入を目的として参加する者に必要な資格（以下本章のIIにおいて「特別売買契約に係る輸入資格」という。）の要件は、第1章第4の2の要件並びに同7のうち(1)、(3)、(4)及び(5)とする。

(2) 買受資格者の要件

政府から飼料用特別売買麦を買い受ける者（以下本章のIIにおいて「買受資格者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者であって、3の(2)のアの審査により農産局長が飼料用特別売買麦の買受資格を有すると認めた者とする。

ア 飼料（飼料原料を含む。以下同じ。）の需要者（関税定率法（明治43年法律第54号）第13条第1項に規定する税関長の承認を受けた製造工場（以下本章のIIにおいて「承認工場」という。）を所有する者に限る。）又は飼料の需要者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条の中小企業団体（以下本章のIIにおいて「中小企業団体」という。）若しくは一般社団法人であること。

イ 飼料の取扱実績（飼料の需要者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業団体又は一般社団法人にあっては、当該法人又はその構成員の飼料の取扱実績

- をいう。)が直近1か年を通じて、1千トン以上であること。
- ウ 飼料用特別売買麦の買付けに必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要な能力を有すると認められること。
- エ 申請者(法人の場合にあっては、役員等を含む。)が麦の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- オ 6の(2)のア又はイにより、買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しを受けた日から2年を経過していること。

3 資格申請手続(食料安定供給特別会計事務取扱細則第52条及び第53条)

(1) 輸入資格

ア 定期審査

農産局長は、毎年度、特別売買契約の見積合せに輸入を目的として参加する者の審査(定期審査)を行う。

イ 申請時期

資格審査の申請は、前年度の1月22日から1月末日まで、貿易業務課で受け付ける。

ウ 申請方法

農産局長は、申請者から「飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書」(様式4-II-1(その1~5))及び次に掲げる添付書類を提出させる。

(7) 第1章第4の3の(3)に定める添付書類のうちアからオまで及びキ

(イ) 「名称等の公表に関する同意書」(様式4-II-1(その6))

エ 定期審査の公示の時期

農産局長は、毎年度、2の(1)の資格要件及び資格審査の申請時期、申請方法等について、特別の事情がある場合を除き、当該年度の資格審査の受付開始1か月前までに公示する。

オ 定期審査の公示

農産局長は、エの公示を農林水産省ホームページに掲載する。また、地方農政局長等に指示し、地方農政局等において掲示させる。

カ 随時審査

農産局長は、アの定期審査のほか、申請があったときは、随時、特別売買契約に申し込む者の審査(随時審査)を行う。この場合の手続はウの規定に準じる。

(2) 買受資格

ア 定期審査

農産局長は、飼料用特別売買麦の買受資格の定期審査を3年に1度行う。

イ 申請時期

資格審査の申請の時期については、公示をした日から農産局長が別に定める期間とし、貿易業務課で受け付ける。

様式4-II-1

(その1~5)

(P.飼麦SBS-21~26)

【飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書】

様式4-II-1(その6)

(P.飼麦SBS-27)

【名称等の公表に関する同意書】

ウ 申請方法

農産局長は、第3の2の(2)の要件の審査にあたり、申請者から畜産局飼料課を經由して「飼料用特別売買買受資格審査申請書」（様式4-II-2）及び次に掲げる添付書類を提出させる。

なお、(ア)のb及びc並びに(イ)のa、d、e及びfについては、申請時と同一年度において政府所有米穀又は食糧用輸入麦等の買受資格審査のために農産局長に既に提出している場合は省略することができる。この場合、飼料用特別売買買受資格審査申請書にその旨を記載するものとする。

(ア) 需要者の場合

- a 製造工場承認書
- b 財務諸表（貸借対照表、決算内訳及び損益計算書）
- c 納税証明書
- d その他審査に必要と認めた書類

(イ) 団体の場合

- a 団体の定款
- b 団体の共同購入に参加する構成員の名簿（以下本章のIIにおいて「共同購入者名簿」という。）
- c 団体及び共同購入者（共同購入者名簿に記載されている構成員をいう。以下同じ。）ごとの製造工場承認書
- d 団体の履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- e 団体の財務諸表（貸借対照表、決算内訳及び損益計算書）
- f 団体の納税証明書
- g その他審査に必要と認めた書類

エ 現地確認

農産局長は、資格審査の申請を受け付けるときは、必要に応じて、申請者が買受目的に合った設備を有しているか現地確認を行う。

なお、申請者が団体の場合は、必要に応じて、その構成員（買受資格者として承認されているものを除く。）の設備を確認する。

オ 定期審査の公示

農産局長は、定期審査の公示を農林水産省ホームページに掲載するとともに、地方農政局長等に掲示するよう指示する。

カ 随時審査

農産局長は、アの定期審査のほか、資格審査の申請があった際に、随時、審査を行う。この場合の手続は、ウ及びエの規定に準じる。

4 有資格者名簿及び随意契約登録者名簿の作成並びに資格審査結果の通知（食料安定供給特別会計事務取扱細則第54条、第55条、第56条及び第83条）

(1) 輸入資格

ア 入札・契約手続審査委員会の承認（入札・契約手続審査委員会会則1）

農産局長は、入札・契約手続審査委員会（以下本章のIIにおいて「委員会」という。）に、申請者が2の(1)の要件を満たしているかを諮る。

イ 有資格者の決定

農産局長は、アの委員会の結果、申請者が2の(1)の要件を全て満たしているとき、当該者について、特別売買契約に係る輸入資格を有する者（以下本章のⅡにおいて「有資格者」という。）と認める。

ウ 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を取得した日から3年以内とし、その期限は平成22年以後3年ごとの各年の3月31日までとする。

エ 有資格者名簿の作成及び通知（食料安定供給特別会計事務取扱細則第83条）

(7) 農産局長は、イにより有資格者と認めた場合は、有資格者の名簿（以下本章のⅡにおいて「有資格者名簿」という。）を作成するとともに、申請者に審査結果を通知する。

なお、申請者への通知は、有資格者と認めた場合は、様式4-Ⅱ-4（その1）の「資格確認通知書」により、有資格者と認めなかった場合は、様式4-Ⅱ-5（その1）の「通知書」により行う。

(4) 農産局長は、有資格者に対し、あらかじめ別紙4-Ⅱ-2の「飼料用輸入麦の特別売買契約における見積合せの手引」（以下本章のⅡにおいて「手引」という。）を配布の上、見積合せに関する手順等を周知する。

オ 有資格者の公表

農産局長は、有資格者名簿を農林水産省ホームページに掲載する。貿易業務課、地方農政局等にあつては、当該名簿を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録し、当該名簿の閲覧は、当該名簿を紙面又は事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

(2) 買受資格

ア 委員会の承認（入札・契約手続審査委員会会則1）

農産局長は、委員会に、申請者が2の(2)の要件を満たしているかを諮る。

イ 買受資格者の決定

農産局長は、アの委員会の結果、申請者が2の(2)の要件を全て満たしているとき、当該申請者を買受資格者と認める。

ウ 資格の有効期間

買受資格の有効期間は、資格を取得した日から3年以内とし、その期限は、令和3年以後3年ごとの各年の3月末日までとする。

エ 随意契約登録者名簿の作成及び通知（食料安定供給特別会計事務取扱細則第83条）

(7) 農産局長は、イにより買受資格者と認めた場合は、買受資格者の名簿（以下本章のⅡにおいて「随意契約登録者名簿」という。）を作成するとともに、申請者に審査結果を通知する。

なお、申請者への通知は、買受資格者と認めた場合は「資格確認通知書」（様式4-Ⅱ-4（その2））により、買受資格者と認めなかった場合は「通知書」（様式4-Ⅱ-5（その2））により、それぞれ行う。

(4) 農産局長は、買受資格者に対し、あらかじめ手引を配付の上、見

様式4-Ⅱ-4(その1)

(P. 飼麦SBS-30)
【資格確認通知書】

様式4-Ⅱ-5(その1)
(P. 飼麦SBS-32)
【通知書】

別紙4-Ⅱ-2

(P. 飼麦SBS-67)
【飼料用輸入麦の
特別売買契約における
見積合わせの手引き】

様式4-Ⅱ-4(その2)

(P. 飼麦SBS-31)
【資格確認通知書】

様式4-Ⅱ-5(その2)

(P. 飼麦SBS-33)
【通知書】

積合せに関する手順等を周知する。

オ 買受資格者の公表

農産局長は、随意契約登録者名簿を農林水産省ホームページに掲載する。貿易業務課、地方農政局等にあつては、当該名簿を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録し、当該名簿の閲覧は、当該名簿を紙面又は事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

5 変更の届出（食料安定供給特別会計事務取扱細則第57条）

(1) 有資格者

ア 農産局長は、有資格者に次の各号に掲げる事項について変更があつた場合には、当該有資格者から、速やかに「飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書変更届」（様式4-Ⅱ-6）により、その旨を届け出させる。

(ア) 住所

(イ) 商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ番号を含む。（オ）において同じ。）

(ウ) 代表者名（法人の場合）

(エ) 営業所の名称、所在地及び電話番号

(オ) その他経営の状況等について著しい変更があつた場合には、その内容

イ アの届出があつたときは、農産局長は内容を精査し、速やかに有資格者名簿を訂正する。

ウ 有資格者の公表は、4の(1)のオの規定を準用する。

(2) 買受資格者

ア 農産局長は、飼料用特別売買買受資格審査申請書に記載した内容に変更があつたときは、当該買受資格者から、「飼料用特別売買買受資格変更届」（様式4-Ⅱ-7）により、その旨を届け出させる。

イ 農産局長は、提出された「飼料用特別売買買受資格変更届」の内容を精査し、随意契約登録者名簿の内容を変更する。

ウ 農産局長は、工場所在地（団体にあつては共同購入者の工場所在地を含む。）に変更があつた場合等においては、改めて買受資格者に製造工場承認書（団体にあつては共同購入者の製造工場承認書を含む。）を提出させるとともに、必要に応じて、3の(2)のエに定める現地確認を行う。

6 資格の停止又は取消し（食料安定供給特別会計事務取扱細則第59条及び第85条並びに予算決算及び会計令第70条及び第71条）

(1) 輸入資格の場合

農産局長は、有資格者が米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号。以下本章のⅡにおいて「米基本要領」という。）第1章Ⅰ第3の5の(1)に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めるときは、当該有資格者の資格の停止又は取消しを行うことができる。

様式4-Ⅱ-6

(P. 飼麦SBS-34)

【飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書変更届】

様式4-Ⅱ-7

(P. 飼麦SBS-35)

【飼料用特別売買買受資格変更届】

様式4-II-8

(P. 飼麦SBS-36)

【資格取消等事由
報告書】

様式4-II-9(その1)

(P. 飼麦SBS-37)

【資格停止通知書】

様式4-II-9(その2)

(P. 飼麦SBS-38)

【資格取消通知書】

様式4-II-10

(P. 飼麦SBS-39)

【飼料用特別売買麦
買受資格取消通知書】

なお、米基本要領第1章I第3の5の(1)なお書、(2)、(3)及び(4)の規定は、特別売買契約に係る輸入資格について準用する。

(2) 買受資格の場合

ア 農産局長は、買受資格者が米基本要領第1章I第3の5の(1)に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めるときは、当該買受資格者の資格の停止又は取消しを行うことができる。

なお、米基本要領第1章I第3の5の(1)なお書き、(2)、(3)及び(4)の規定は、買受資格者について準用する。

イ 農産局長は、次に掲げる場合には、買受資格者の資格を取り消すものとする。

(7) 買受資格者が2の(2)の買受資格者の要件を満たさないと農産局長が認めた場合

(4) 買受資格者が、第6の6の(3)により受領した荷渡指図書（買受資格者が第3章のII第4の12の(2)により受領している場合には当該荷渡指図書も含む。）を譲渡し、又は担保として提供した場合

(ウ) 農産局長が、細則第59条に準じ、買受資格者が契約の相手方として不適当であると認める場合

(エ) 買受資格者の申出に基づく場合

ウ 農産局長は、買受資格者の資格の取消しを行った場合には、「飼料用特別売買麦買受資格取消通知書」（様式4-II-10）により買受資格者に通知するとともに、随意契約登録者名簿の内容を速やかに変更する。

7 買入代金

飼料用特別売買麦の買入業務の対価（以下本章のIIにおいて「買入代金」という。）は、以下の項目ごとに算出された額の合計額に消費税相当額を加えて得た額とする。

(1) 飼料用輸入麦の特別売買契約書（以下本章のIIにおいて「特別売買契約書」という。）付録1の第1に定める契約価格に、飼料用特別売買麦の引渡数量を乗じて得た額。

(2) 次に掲げる引渡業務諸掛加算額

ア 形態別加算費用

積来船から保管場所までの荷役形態（接岸取り、はしけ取り）別の港湾荷役料金

イ 加算諸費用

ア以外の経費で、輸入港接岸以降、検収及び引渡しまでの経費

a 土曜荷役割増料金

b 待機料

c くん蒸薬品代等（貯穀害虫の駆除のためのくん蒸を実施した場合の保管料を含む。）

d 安全性検査費用*1

*1 安全性検査費用とは、特別売買契約書付録2に定める船積時検査に係る残留農薬分析費をいう。

e 農産局長が特に必要と認めた経費

8 見積合せに係る必要事項の通知

農産局長は、原則として、見積合せを実施する日の7日前までに有資格者等に以下の事項を通知する。（別紙4-II-1）

(1) 通知する事項

- ア 契約予定数量等見積合せに関する事項
- イ 契約条項を示す場所
- ウ 見積合せの実施場所及び日時
- エ 9の特別売買申込予定書の提出に関する事項
- オ その他必要事項

(2) その他の通知事項

農産局長は、(1)の通知に際して、次に掲げる事項を明らかにする。

- ア 当該見積合せに参加する資格のない者の行った申込み又は見積合せの条件に違反した申込みは、無効とすること
- イ 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要すること
- ウ 電子見積合せの場合は、その旨
- エ 「電子入札運用基準」第5の第5項又は第6項に基づき、電子見積合せによる執行の日時を変更する場合は同項に定める日時変更通知書により行うこと
- オ ウにより見積合せを実施するに当たり必要があると認められる場合に申込書等の必要箇所を読み替えること

9 特別売買申込予定書の提出

(1) 予定書の提出

農産局長は、原則として、8の通知を行った2日後までに、特別売買契約の申込みを行おうとする有資格者から、「飼料用輸入麦の特別売買契約申込予定書」（様式4-II-11。以下本章のIIにおいて「予定書」という。）を提出させる。

(2) 予定書の数量変更

農産局長は、有資格者又は買受資格者が(1)の数量を変更する場合は、有資格者から、再度、数量変更後の予定書を提出させる。

10 予定価格（予算決算及び会計令第79条、第80条）

(1) 予定価格の作成

畜産局長は、以下のとおり予定価格を作成する。

なお、予定価格の作成に当たっては、直接契約に係る職員を関与させてはならない。

ア 買入予定価格の作成（売渡人から買い入れる価格）

畜産局長は、国際取引価格、海上運賃、為替等を考慮し、輸入麦の種類ごとに買入予定価格を定める。

イ 売渡予定価格の作成（買受人に売り渡す価格）

畜産局長は、輸入麦のマークアップ額と港湾諸経費（安全性検査費

様式4-II-1

(P. 飼麦SBS-20)

【○年度第○回飼料用輸入麦の特別売買契約の見積合せの実施について】

様式4-II-11

(P. 飼麦SBS-40)

【飼料用輸入麦の特別売買契約申込予定書】

用等)を考慮し、輸入麦の種類ごとに売渡予定価格を定める。

(2) 予定価格作成後の取り扱い

ア 畜産局長は、(1)の予定価格を封かんの上、見積合せを実施する場所に置く。

イ 畜産局長及び農産局長は、予定価格を厳重に取り扱い、また、これを公表しない。

11 見積合せの実施

農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、8の通知において示した見積合せの場所及び日時に見積合せを行う。(「飼料用輸入麦の特別売買申込書」(様式4-II-12)。以下本章のIIにおいて「申込書」という。)

12 再度見積合せ

(1) 農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、1回目(初度)の見積合せの結果、買入予定価格以下の価格による申込みがないとき、又は売渡予定価格以上の価格による申込みがないときは、当該申込みに限り、引き続き再度の見積合せを行うことができる。

なお、農産局長は、再度の見積合せの実施回数について、8の(1)のオにより、有資格者に通知する。

(2) 再度の見積合せは、初度の見積合せの継続延長として行うため、初度の買入条件及び予定価格の変更は行わない。

13 見積合せの契約相手方の決定

農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、申込書のうち、売渡申込価格が買入予定価格以下で、かつ買受申込価格が売渡予定価格以上であったもののうち、売渡申込価格が安価なものから順次、当該見積合せの契約予定数量に達するまでの申込者を契約の相手方として決定する。

ただし、買受申込価格が、売渡申込価格に特別売買契約書に定める港湾諸経費(安全性検査費用等)及び平成7年3月27日農林水産省告示第457号(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件)別表第2に定める額を加えた額を超えない申込みのみを有効とする。

14 見積合せの結果の通知

農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、見積合せが終了したときは、見積合せに参加した者に対し、速やかに見積合せの結果を通知する。

15 見積合せの結果の概要の公表

農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、14の通知後速やかに、当該見積合せの結果の概要を農林水産省ホームページに掲載する。

16 特別売買契約の締結

(1) 契約書の作成

様式4-II-12

(P. 飼麦SBS-39)

【飼料用輸入麦の特別売買申込書】

農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官）は、13により契約の相手方となる有資格者（以下本章のⅡにおいて「売渡人」という。）及び買受資格者（以下本章のⅡにおいて「買受人」という。）を決定したときは、売渡人及び買受人に、特別売買契約書の正本を当該契約者と同数の部数を作成させ、見積合せの翌日から15日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）に契約を締結する。

(2) 契約の成立

特別売買契約は、農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官）及び契約の相手方が特別売買契約書に記名押印することにより成立する。

(3) 契約書の送付

(2)により農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官）が記名押印をしたときは、当該特別売買契約書の正本各1部を売渡人及び買受人に送付する。

第4 飼料用特別売買麦の輸入港決定及び荷捌き

1 輸入港（回送港）の決定

(1) 輸入港の決定

農産局長は、契約締結後速やかに、売渡人及び買受人に対し、両者協議の上、植物防疫法施行規則第6条第1項第1号に掲げる港のうちサイロの所在する港の中から、飼料用特別売買麦の輸入を行う港（回送港を含む。以下本章のⅡにおいて「輸入港」という。）を決定させる。

(2) 飼料用特別売買麦の引渡及び売渡場所の決定

農産局長は、(1)の輸入港決定後、売渡人及び買受人に、当該輸入港に所在するサイロの中から、売渡人から政府への引渡場所及び政府から買受人への売渡場所を決定させる。

2 配船に係る手続

(1) 売渡人は、積来船が輸入麦を船積みした港を出港する日までに、農産局長及び買受人に対して、「輸入麦積来船動向報告書」（様式4-Ⅱ-13）を提出する。

(2) 売渡人は、入港予定日の3日前までに、農産局長及び買受人に対して、積来船等の入港予定日、買受人別の輸入麦の引渡数量等を記載した「輸入麦配船予定報告書」（様式4-Ⅱ-14）を提出する。

(3) 売渡人は、入港予定日の前日までに、農産局長及び買受人に対して、「荷役計画書」（様式4-Ⅱ-15）及び「荷捌計画書」（様式4-Ⅱ-16）を提出する。

(4) 売渡人は、入港予定日までに、荷役関係業者に対して、「荷捌計画書」を提出する。

(5) 売渡人は、第2港以降に入港する場合は、(2)及び(3)に規定する書類を農産局長及び買受人に対して、(4)に規定する書類を荷役関係業者に対して、随時提出する。

様式4-Ⅱ-13

(P. 飼麦SBS-42)

【輸入麦積来船動向報告書】

様式4-Ⅱ-14

(P. 飼麦SBS-43)

【輸入麦配船予定報告書】

様式4-Ⅱ-15

(P. 飼麦SBS-44)

【荷役計画書】

様式4-Ⅱ-16

(P. 飼麦SBS-45)

【荷捌計画書】

3 連絡体制の整備

- (1) 農産局長は、荷役期間中、数量、品質等の確認について正確を期すため、売渡人又はその代理人及び買受人を、荷捌きに立ち合わせる。ただし、買受人は、売渡人又はその代理人に立会いを委託することができるものとする。
- (2) 農産局長は、売渡人に対し、荷役期間中、迅速かつ確実に連絡が取れるよう、あらかじめ連絡責任者を指定させる。
- (3) 農産局長は、(2)で指定された連絡責任者（以下本章のⅡにおいて「連絡責任者」という。）に対し、飼料用特別売買麦に異常が発見されたとき又は荷役機械等の故障等若しくは不測の事態が発生したときは、速やかに農産局長及び買受人に対して報告させる。
- (4) 輸入港の所在地を管轄する地方農政局長等は、農産局長から連絡を受けたときは、連絡責任者に対して適切な指示を行う。また、必要に応じて、職員を荷役現場に立ち合わせる。

4 安全性及び異常の有無の確認

- (1) 農産局長は、売渡人に対し、輸入手続前に安全性及び異常の有無を確認させ、次の事項に合致したもののみを通関させる。ただし、通関については(3)に基づく農産局長からの指示がある場合は、この限りでない。

ア 特別売買契約書に基づき、船積みされる麦が全て確定した段階で当該契約に係る数量を検査単位として行う、カビ毒、重金属及び残留農薬等の検査並びに遺伝子組換え品種の混入の可能性がある輸出国から輸入される麦に係る遺伝子組換え品種混入の検査において、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）等に基づき、特別売買契約書において別に定める基準を超えていないこと及び遺伝子組換え品種の混入がないこと（以下本章のⅡにおいて「基準に適合していること」という。）が確認されたこと。

なお、売渡人は、遺伝子組換え品種混入の検査を除き、自らの判断で当該検査よりも細かい単位（積来船のハッチ、保税サイロ、保税倉庫等）を検査単位として再検査を実施できることとし、この再検査において基準に適合していることが確認されたものについては、当初の検査結果いかにかわらず、本号の検査で基準に適合していることが確認されたものとみなす。

イ 米国产飼料用小麦にあつては米国農務省が、カナダ産飼料用小麦にあつてはカナダ穀物委員会が発行する遺伝子組換え小麦に係る陰性証明書があること。

ウ 特別売買契約書に基づき行われる品位確認において、水濡れ等の異常がないことが確認されたこと。

- (2) 売渡人は、第5の検収の前までに、農産局長に(1)の確認の結果を証明する書類の正本を提出する。
- (3) 農産局長は、輸入される飼料用小麦について、当該飼料用小麦の輸入に係る売渡人に対して、(1)のアに掲げる検査のほか、必要に応じて農産局長が指定する検査を実施させ、その結果を報告させることができる。また、農産局長は、その検査結果を踏まえ、必要があると認められるときは、当該売渡人と協議の上、必要な措置の実施を指示することができる。

第5 検収等

1 検収官の任命（会計法第29条の11第2項、第4項）

農産局長（契約担当官等）は、検収官を任命する。

2 安全性及び異常の有無の確認

検収官は、飼料用特別売買麦の引渡しを受けるに当たって、売渡人から提出された書類に基づき、飼料用特別売買麦の安全性及び異常の有無の確認を行い、これが適正であることを確認した後に検収を実施する。

3 徴収書類

検収官は、2において適正であることが確認された飼料用特別売買麦について、売渡人に次に掲げる書類を提出させ、検収を行う。

- (1) 検収請求書（特別売買契約書に定める様式）
- (2) 物品預り証（特別売買契約書に定める様式。当該飼料用特別売買麦を倉入れした倉庫業者等が作成したものに限る。）
- (3) 船荷証券の写し
- (4) 検量証明書（港湾運送事業法第4条の規定に基づき検量の許可を受けた港湾運送事業者の発行した証明書）
- (5) 特別売買契約書の写し
- (6) その他特別売買契約書に定める書類

4 書類の確認

検収官は、売渡人から提出のあった3の書類に不備がなければ検収請求書を受領し、特別売買契約書に定められた数量等であることを次により速やかに確認する。

- (1) 数量は、検量証明書により確認
- (2) 種類及び銘柄は、検収請求書及び船荷証券の写しにより確認

5 分割検収

農産局長（契約担当官等）は、荷捌き、需給操作等の事情により、特に必要と認める場合は、分割して検収を行うことができる。

6 検査調書の作成

- (1) 検収官は、4により検収請求書の記載内容と相違ないことを確認した場合は、「検査調書」（様式4-II-17）を作成し、農産政策部長（物品管理官）に提出する。
- (2) 検査調書の作成年月日は、検収を行った日とする。

様式4-II-17 (P.
飼表SBS-46)
【検査調書】

第6 飼料用特別売買麦の引渡し及び売渡し

1 売渡人からの引渡し

農産政策部長（物品管理官）は、検収官から提出された検査調書により飼料用特別売買麦の数量及び品質を確認したときは、引渡しを確認する書類として、売渡人に対し、飼料用輸入麦引渡書（様式4-II-18。以下本章のIIにおいて「引渡書」という。）を提出させる。

様式4-II-18
(P. 飼表SBS-47~49)
【飼料用輸入麦引渡書】

2 所有権等の移転

飼料用特別売買麦の所有権及び危険負担は、1の引渡書が提出されたときに、売渡人から政府に移転する。

3 現品領収証の交付

農産政策部長（物品管理官）は、検収日と同日付けで、1で提出された引渡書に日付を記入し、現品領収証として当該売渡人に交付する。

なお、この現品領収証の交付をもって検収終了の通知とする。

4 港湾荷役経費確認証の交付

農産政策部長（物品管理官）は、売渡人から特別売買契約書に定める引渡業務終了報告書、加算諸費用計算書、港湾荷役経費集計表（様式4-II-19）及び港湾荷役経費明細書（様式4-II-20）を提出させ、これを審査の上、港湾荷役経費集計表に日付を記入し、港湾荷役経費確認証として売渡人に交付する。

5 現品領収証等の交付後に誤りがあった場合の取扱い

農産政策部長（物品管理官）は、現品領収証等の交付後に誤りを発見した場合、原則として次のとおりとする。

(1) 代金支払前の場合

直ちに誤った現品領収証等を回収し、正しい現品領収証等を売渡人に交付する。この場合の発行番号は新しい番号とし、回収した現品領収証等の番号は欠番とするとともに、回収した現品領収証等を別途綴って整理する。

(2) 代金支払後の場合

誤った記載事項を朱書きし、下段に正しく黒書きした現品領収証等を発行する。

6 買受人への売渡し

(1) 買受申出書の提出

農産局長（契約担当官）は、1の引渡書を受理したときは、買受人に「現品買受申出書」（様式4-II-21。以下本章のIIにおいて「買受申出書」という。）を提出させる。

(2) 納入告知書の発行

農産局長（歳入徴収官）は、買受申出書を受理したときは、買受人に対して納入告知書及び当該納入告知書に記載された買受代金の内訳を記載した明細を発行し、買受人に代金納付期限までに売渡代金を納付させる。

(3) 荷渡指図書の発行

飼料用特別売買麦の買受人への売渡しは、第4の1の(2)で決定された売渡場所所在姿のまま行う。

農産政策部長（物品管理官）は、(2)の売渡代金の納付を確認した上で荷渡指図書を発行する。

(4) 所有権等の移転

飼料用特別売買麦の所有権及び危険負担は、(3)の荷渡指図書を買受人に交付したとき、農産政策部長（物品管理官）から買受人に移転する。

(5) 第三者への委任

農産局長（契約担当官）は、買受人が、(2)の納入告知書の受領、買受代金の納入及び(3)の荷渡指図書の受領に係る事務を第三者に委任する場合には、委任状（様式4-II-22）を提出させる。

様式4-II-19

(P. 飼麦SBS-50、51

【港湾荷役経費集表】

様式4-II-20

(P. 飼麦SBS-52、53

【港湾荷役経費明書】

様式4-II-21 (P.

飼麦SBS-54)

【現品買受申出書】

様式4-II-22 (P.

飼麦SBS-55)

【委任状】

第7 売渡条件

1 飼料用輸入小麦に係る売渡条件

飼料用輸入小麦の売渡しに際しては、飼安法第6条第1項の規定に基づき次の条件を付する。

- (1) 買受人は、政府から配合飼料*1用輸入小麦（以下本章のⅡにおいて「配合小麦」という。）を買い受けた場合は、第14に定めるところにより転売し、又は貸し付ける場合を除き、「飼料用輸入麦加工工場指定要領」（平成13年3月31日付け12生畜第1866号食糧庁長官、生産局長通知。以下本章のⅡにおいて「工場指定要領」という。）に定めるところにより指定を受けた工場（以下本章のⅡにおいて「指定工場」という。）のうち配合飼料用輸入小麦加工工場（以下本章のⅡにおいて「配合小麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕、ひき割又は圧ぺん方法による変形加工を行った上、その加工品の全量を配合小麦指定工場において配合飼料の原料とし、又は使用させなければならない。ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。
- (2) 買受人は、政府から単体飼料用輸入小麦（以下本章のⅡにおいて「単体小麦」という。）を買い受けた場合は、第14に定めるところにより転売し、又は貸し付ける場合を除き、指定工場のうち単体飼料用輸入小麦加工工場（以下本章のⅡにおいて「単体小麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、加熱圧ぺん加工方法*2又はばん砕加工方法（単体小麦ふすま混合飼料*3を製造する場合に限る。）による変形加工を行わなければならない。ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。
- (3) 配合小麦としての加工使用期限及び単体小麦としての加工期限は、飼料用輸入小麦の買受人への荷渡指図書交付の日から4か月を経過した日までとする。ただし、買受人が、買受現品の到着の遅延、配合小麦の加工品を使用した配合飼料在庫の増加、単体小麦の加工品の増加等やむを得ない理由により、加工使用期限又は加工期限の延期を希望し、あらかじめ、その理由を記載した加工期限延長届（様式4-Ⅱ-23（その1））を指定工場が所在する農政局長等（以下本章のⅡにおいて「工場所在地農政局長等」という。）に提出したときは、この限りでない。
- (4) 買受人は、配合小麦については(3)の加工使用期限内に(1)の配合小麦の全量の変形加工及び使用が完了したことについて、単体小麦については(3)の加工期限内に(2)の変形加工が完了したことについて、それぞれ変形加工及び使用又は変形加工の完了後遅滞なく、「飼料用輸入麦証明事務取扱要領」（平成13年3月31日付け12生畜第1867号食糧庁長官、生産局長通知。以下本章のⅡにおいて「証明要領」という。）に定めるところによる

*1 配合飼料とは、関税定率法施行規則（昭和44年大蔵省令第16号）第2条第1項の条件を備えた配合飼料をいう。

*2 単体小麦の加熱圧ぺん加工方法による変形加工とは、1.5ミリメートル程度又はそれ以下の厚さに加熱・加圧加工することをいう。

*3 単体小麦ふすま混合飼料とは、ばん砕した単体小麦に政府から買い受けた飼料用輸入小麦以外的小麦から製造されたふすま（以下「一般ふすま」という。）をその重量の30%以上混合した飼料をいう。

る証明（以下本章のⅡにおいて「証明」という。）を自ら行わなければならない。

ただし、買受人が設備、人員等の都合により証明が行えない場合は、当該証明の全部又は一部を次の各号に掲げる要件を満たす者に委託して行わせることができる。

ア 買受人、運送業者、倉庫業者又は飼料製造業者との利害関係がなく公正かつ確実に証明ができると認められること

イ 通年的に証明できると認められること

ウ 証明するために必要な技能及び器具を有していること

- (5) 買受人は、配合小麦若しくは単体小麦の変形加工品を他の用途に供し、又は譲渡してはならない。

ただし、第14に規定するところにより転売し、又は貸し付ける場合は、この限りではない。

- (6) 買受人は、指名停止者等に対し、配合小麦又は単体小麦に係る(1)及び(2)に規定する委託その他の業務の委託（以下本章のⅡにおいて「小麦委託等」という。）をし、又は買受人から配合小麦若しくは単体小麦を買い受けた買受人の構成員に指名停止者等への小麦委託等をさせてはならない。

- (7) 買受人は、(4)の証明の際、確認又は使用した帳簿及び関係書類を、譲渡を行った後2年間保存する。

- (8) 買受人は、買受人から飼料用特別売買麦を買い受けた買受人の構成員に対し、指名停止者等への転売又は貸付けをさせてはならない。

2 飼料用輸入大麦に係る売渡条件

飼料用輸入大麦の売渡しに際しては、飼安法第6条第1項の規定に基づき次の条件を付する。

- (1) 買受人は、政府から配合飼料用輸入大麦（以下本章のⅡにおいて「配合大麦」という。）を買い受けた場合は、第14に定めるところにより転売し、又は貸し付ける場合を除き、指定工場のうち配合飼料用輸入大麦加工工場（以下本章のⅡにおいて「配合大麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕、ひき割又は圧ぺん方法による変形加工を行った上、その加工品の全量を配合大麦指定工場において配合飼料の原料として使用し、又は使用させなければならない。

ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

- (2) 買受人は、政府から単体飼料用輸入大麦（以下本章のⅡにおいて「単体大麦」という。）を買い受けた場合は、第14に定めるところにより転売し、又は貸し付ける場合を除き、指定工場のうち単体飼料用輸入大麦加工工場（以下本章のⅡにおいて「単体大麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕加工*1、ひき割り加工*2、圧ぺん加工*3（外皮を除去して行う圧ぺん加工については、原麦重量の5%以内において外皮を除去したものに限る。）又は畜産局長が定める方法による変形加工を行わな

*1 単体大麦のばん砕加工による変形加工とは、粉碎機械又はばん砕機械により孔径2.5ミリメートル以下の金網を通過する程度の粒子に加工することをいう。

*2 単体大麦のひき割り加工とは、原麦の1粒を4ツ割程度以上に加工するものであり、ばん砕に当たらないものをいう。

*3 単体大麦の圧ぺん加工とは、1.5ミリメートル程度又は、それ以下の厚さに加圧加工するものであり、ばん砕加工ひき割り加工に当たらないものをいう。

ければならない。

ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

- (3) 買受人は、配合大麦については(8)の加工使用期限内に(1)の変形加工及び使用が完了したことについて、単体大麦については(8)の加工期限内に(2)の変形加工が完了したことについて、それぞれ変形加工及び使用又は変形加工の完了後遅滞なく証明を自ら行わなければならない。

ただし、買受人が設備、人員等の都合により証明が行えない場合は、当該証明の全部又は一部を1の(4)のアからウに掲げる要件を満たす者に委託して行わせることができるものとする。

- (4) 買受人は、配合大麦、単体大麦の変形加工品又は丸粒大麦を他の用途に供し、譲渡し、又は使用させてはならない。

ただし、第14に規定するところにより転売し、又は貸し付ける場合は、この限りではない。

- (5) 買受人は、指名停止者等に対し、配合大麦又は単体大麦に係る(1)及び(2)に規定する委託その他の業務の委託（以下本章のⅡにおいて「大麦委託等」という。）をし、又は買受人から配合大麦若しくは単体大麦を買い受けた買受人の構成員に指名停止者等への大麦委託等をさせてはならない。

- (6) 買受人は、(3)の証明の際、確認又は使用した帳簿及び関係書類を、譲渡を行った後2年間保存する。

- (7) 買受人は、「丸粒大麦取扱要領」（平成22年9月2日付け22生畜第1099号生産局長通知。以下本章のⅡにおいて「丸粒取扱要領」という。）第2の認定を受けて、単体飼料用大麦として変形加工を行うことなく丸粒のまま供給する飼料用輸入大麦（以下本章のⅡにおいて「丸粒大麦」という。）を買い受けた場合は、認定申請時に届け出た畜産経営者以外の者に供給してはならない。

また、買受人は、畜産経営者に、供給された丸粒大麦を大麦の加工を業とする者に対し、加工の委託を行わせてはならない。

- (8) 配合大麦としての加工使用期限、単体大麦としての加工期限及び丸粒大麦としての譲渡期限は、売渡飼料大麦の買受人への荷渡指図書交付の日から4か月を経過した日までとする。

また、畜産経営者の丸粒大麦の使用期限は、畜産経営者に搬入された日から原則として2か月以内とする。

ただし、買受人が、買受現品の到着遅延、配合大麦の加工品を使用した配合飼料の在庫の増加、単体大麦の加工品の在庫の増加、丸粒大麦の譲渡を予定していた畜産経営者の丸粒大麦の在庫の増加等やむを得ない理由により、加工使用期限又は加工期限の延長を希望する場合は、工場所在地農政局長等に、譲渡期限の延長を希望する場合は供給先の畜産経営者の所在地*1を管轄する地方農政局長等にそれぞれあらかじめその理由を記

*1 供給先の畜産経営者の所在地とは、供給先が丸粒大麦を家畜の飼料として使用するため自ら使用する畜産経営者である場合には当該畜産経営者の住所地、供給先が丸粒大麦を共同利用施設へ直接に搬入し当該施設において加工の上家畜の飼料として使用するため他の畜産経営者と共同して購入する畜産経営者である場合には当該共同利用施設の所在地をいう。

載した「加工期限延長届」(様式4-II-23(その2))を提出したときは、この限りではない。

- (9) 買受人は、販売を予定していた畜産経営者が家畜の飼養の継続が困難となった場合その他特別な事情により丸粒大麦の使用の必要がなくなった場合は、「丸粒取扱要領」第5の3に定めるところにより畜産局長の承認を受けるとともに、その指示に従わなければならない。
- (10) 買受人は、買受人から飼料用特別売買麦を買い受けた買受人の構成員に対し、指名停止者等への転売又は貸付けをさせてはならない。

第8 買入対象外麦の取り扱い

- 1 農産局長は、飼料用特別売買麦であって、第4の4の輸入手続き前の検査により買入対象外麦であると確認されたものについては、売渡人に対し、積戻し又は廃棄処分させる。
- 2 農産局長は、売渡人に対し、特別売買契約書に定めるところにより、買入対象とする麦と買入対象外麦を明確に区分させる。
- 3 農産局長は、売渡人から、特別売買契約書に定めるところにより、買入対象外麦の積戻し又は廃棄処分に係る「買入対象外麦措置計画書」を、地方農政局長等を経由して提出させる。
- 4 地方農政局長等は、売渡人が3の計画書に従って、保管倉庫からの搬出、船又は車両への積み込み及び廃棄物処理施設での投入を行うときは、「確認マニュアル」に基づき、地方農政局長等の命じた職員に作業開始から終了まで立会いを行わせる。
- 5 農産局長は、売渡人が積戻し又は廃棄処分を完了したときは、売渡人から特別売買契約書に定める「買入対象外麦措置完了報告書」を、地方農政局長等を経由して提出させる。

第9 ダストの取り扱い

- 1 農産局長は、売渡人に対し、サイロ搬入時に発生したダストについて、廃棄処分又は非食用としての処分をさせなければならない。ただし、飼料用としての使用又は飼料工場を有する者への譲渡をさせてはならない。
- 2 農産局長は、売渡人から、特別売買契約書に定めるところにより、輸入麦のダスト処理に係る誓約書を提出させる。

第10 違約金の徴収

- 1 農産局長は、売渡人又は買受人が、特別売買契約に関する不正行為をした場合又は正当な理由なくして契約に定めた義務を履行しない場合は、農産局長(歳入徴収官)の発行する納入告知書により違約金を納付させる。
- 2 1の違約金の額の確定は、第11の買入代金の精算払をするときまでに行い、農産局長(歳入徴収官)は、確定後速やかに納入告知書を発行する。

第11 買入代金の精算払

請求書類の審査

農産局長（官署支出官）は、売渡人が、特別売買契約書に定める「買入代金請求書」に、第6の3の現品領収証、第6の4の港湾荷役経費確認証及び付属書類を添付して提出したときは、これらの内容と契約内容を審査の上、買入代金の精算払を行う。

第12 加工及び数量の届出

1 数量等の届出

農産政策部長（物品管理官）が第6の6の(3)により買受人に荷渡指図書を交付する際に、単体小麦ふすま混合飼料の原料に使用する単体小麦の場合は、指定工場別に単体小麦の加工数量及び一般ふすまの混合割合の届出を、配合大麦及び単体大麦の場合は、指定工場別の配合飼料用又は単体飼料用の別（以下本章のⅡにおいて「用途別」という。）に「飼料用麦の加工数量等の届出」（様式4-Ⅱ-24）を、畜産局長及び工場所在地農政局長等に提出させる。

様式4-Ⅱ-24

(P. 飼麦SBS-58)

【飼料用麦の加工数量等の届出】

2 届出の変更

買受人は、1により届け出た指定工場別・用途別加工数量又は畜産経営者別販売数量を変更する場合は、速やかに、「用途等変更届」（様式4-Ⅱ-25）を、畜産局長及び工場所在地農政局長等に届け出る。

様式4-Ⅱ-25

(P. 飼麦SBS-59、60)

【用途等変更届】

第13 指定工場における飼料用特別売買麦の保管

指定工場における飼料用特別売買麦は、特別売買契約、産地銘柄、用途別に保管するものとする。

ただし、原料タンクの収容力の不足が見込まれる場合であって、「証明要領」第2の7に定める事項を確実に実施する場合には、第7の1の(4)及び第7の2の(3)の規定に基づく証明を自ら行う買受人が所有する飼料用特別売買麦を保管する指定工場を除いて、特別売買契約別・用途別の保管を行う必要はない。

第14 転売等の取り扱い

畜産局長は、買受人から飼料用特別売買麦の転売又は貸し付け（以下本章のⅡにおいて「転売等」という。）の申請があったときは、飼料用特別売買麦を転買し、又は借り受けようとする者の在庫が、その責に帰すことができない事由により著しく不足する場合、その他のやむを得ない事情があると認められる場合は、当該申請を承認する。

この場合、畜産局長は、飼料用特別売買麦を転買し、又は借り受けた者（以下本章のⅡにおいて「転買人等」という。）に対して、(1)から(3)までに定める条件を付す。

- (1) 飼料用特別売買麦の転売等について、第7の規定を準用した条件
- (2) 転買人等による加工数量の届出並びに指定工場における保管について、第12及び第13の規定を準用した条件
- (3) 転買人等が行う報告、帳簿の整備等について、第16の規定を準用した条件

第15 単体飼料についての加工譲渡計画書の提出

単体飼料を生産する買受人に、畜産局長が指示した場合には、第6の6の(3)により物品管理官が荷渡指図書を交付した日から起算して10日以内に「特別売買契約に係る単体飼料用輸入麦加工・譲渡計画書」(様式4-II-26)を提出させる。

様式4-II-26 (P.

飼麦SBS-61)

【特別売買契約に係る単体飼料用輸入麦加工・譲渡計画書】

第16 報告、帳簿の整備等

- 1 畜産局長は、買受人が、特別売買契約ごとの飼料用特別売買麦を原料として生産した飼料(買受人が自ら生産する場合は、単体小麦又は単体大麦の変形加工品に限る。)の譲渡を完了したときは、速やかに「特別売買契約に係る飼料用輸入麦加工品譲渡状況報告書」(様式4-II-27(その1~3))を畜産局長を経由して農林水産大臣に提出させる。
- 2 買受人は、買い受けた飼料用特別売買麦及びにそれを原料を使用して生産した配合飼料、並びに単体小麦及び大麦の加工品の受払を明確にするために、「特別売買契約に係る飼料用輸入麦受払台帳」(様式4-II-28。以下本章のIIにおいて「受払台帳」という。)を整備する。
- 3 畜産局長は、買受人に、飼料用特別売買麦の四半期毎(第4・四半期にあつては在庫状況の確認を含む。)の需給計画を前四半期の最初の月の末日までに、四半期毎の需給実績を翌四半期の最初の月の末日までに報告させる。
なお、畜産局長は、需給事情を勘案し、別途、報告を求めることができる。
- 4 買受人は、3の受払台帳並びに当該台帳の作成の基礎となった帳簿、書類及び伝票等を製品の譲渡後2年間保存する。
- 5 売渡人は、飼料用特別売買麦を輸入したときは、速やかに「特別売買契約に係る飼料用輸入麦輸入状況報告書」(様式4-II-29)を畜産局長を経由して農林水産大臣に提出する。

様式4-II-27

(その1~3)

(P. 飼麦SBS-62~64)

【特別売買契約に係る飼料用輸入麦加工品譲渡状況報告書】

様式4-II-28

(P. 飼麦SBS-65)

【特別売買契約に係る飼料用輸入麦受払台帳】

様式4-II-29

(P. 飼麦SBS-66)

【特別売買契約に係る飼料用輸入麦輸入状況報告書】

第17 在庫の確保

買受人は、飼料用輸入小麦及び飼料用輸入大麦のそれぞれについて、前年度において政府から買い受けた総量の6分の1に相当する量以上の在庫を保有するよう努める。

第18 指導監督、立入調査等

農林水産省の職員は、第7の1の(4)、第7の2の(3)に定める証明の公正性及び丸粒大麦の適正な流通を確保するため、「政府操作飼料の買受人及び指定工場等に対する指導監督及び立入調査実施要領」(平成13年3月31日付け12生畜第1869号食糧庁長官、生産局長通知)に定めるところにより、買受人、転買人等、指定工場及び畜産経営者に対し、諸帳簿等の調査及び加工の指導監督並びに飼安法第9条第1項の規定に基づく立入調査を行う。

第19 違反に対する措置

- 1 農産局長は、買受人が次のいずれかに該当するときは、当該買受人について、この要領による飼料用特別売買麦の売渡しの停止を行うことができる。
 - (1) 買受人が第7の1又は2の売渡条件に違反したとき。
 - (2) 買受人が第13の規定に違反したとき。
 - (3) 買受人が第12の1又は2の届出を怠ったとき。
 - (4) 買受人が第16の1の報告の提出を怠ったとき。
 - (5) 買受人が第16の3の台帳整備又は4の台帳保存を怠ったとき。
- 2 農産局長は、転買人等が第14に定めるところにより飼料用特別売買麦の転売等に際して付された条件に違反したときは、当該転買人等について、この要領による飼料用輸入麦の売渡しの停止を行うことができる。
- 3 畜産局長は、買受人が第7の1又は2の売渡条件に違反する行為をしたときは、飼安法第6条第2項の規定による違約金を徴収する。
- 4 農産局長は、買受人が1の(1)の売渡条件に違反したことを事由として、飼料用特別売買麦の売渡しの停止を行い又は違約金を徴収する場合には、税関長に通報する。

第20 売渡結果の公表及び報告

畜産局長は、飼安法第8条の規定に基づき、売渡価格等の事項について公表を行う。

第21 その他

第4の2、第5の3の(1)及び(2)、第5の6の(1)、第6の1並びに第6の6の(1)及び(3)に係る事務については、原則として、情報管理システムを利用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和5年2月24日付け4農産第4601号

附 則

(施行期日)

この改正は、令和5年2月24日から施行する。ただし、第4章のⅡの第6の6の(2)のうち納入告知書の明細に係る改正については、令和5年10月1日から施行する。

令和5年3月31日付け4農産第5181号

附 則

(施行期日)

第一条 この通知は、令和5年3月31日から施行する。ただし、契約に係る規定は、令和5年4月3日以降に実施される入札又は見積合せに係る契約から適用する。

(経過措置)

第二条 この通知による改正前の輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領の規定に基づき締結した特別売買契約に係る輸入麦の買入れ及び販売については、なお従前の例によるものとする。

○年度第○回飼料用輸入麦の特別売買契約の見積合せの実施について

1 見積合せの日時、場所

(1) 日 時 : ○○年○○月○○日 (○)

受付・見積書提出の時間 : ○○時○○分～○○時○○分

(2) 場 所 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

本案件は、電子入札システムにより行う対象案件である。

ただし、電子入札システムによりがたい場合は、政府所有米麦情報管理システムにおける電子入札運用基準（平成20年4月1日付け20総合第2065号総合食料局長通知。以下「運用基準」という。）に基づき、紙入札方式によることができる。

2 契約予定数量

小 麦 : ○○, ○○○トン

大 麦 : ○○, ○○○トン

合 計 : ○○, ○○○トン

3 輸出国における船積期限

○○年○○月○○日まで

4 引渡期限

○○年○○月○○日まで

5 特別売買契約申込予定書の提出日

○○年○○月○○日 (○) ○○時まで提出する。

6 契約の締結

落札者は、見積合せの翌日から15日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日数は算入しない。）に、飼料用輸入麦の特別売買契約書を作成し、契約を締結する。

7 契約条項を示す場所・日時

(1) 場 所 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

(2) 日 時 : ○○年○○月○○日 (○) ○○時から見積合せまでの間

8 その他

(1) 本通知に記載ない事項は、「飼料用輸入麦の特別売買契約における見積合せの手引」による。

(2) 再度見積合せは2回まで行う。

(3) 本見積合せにおける特別売買申込数量は、特別売買契約申込予定書の数量と同数量とすること。

(4) 契約の相手方の決定方式は、「飼料用輸入麦の特別売買契約における見積合せの手引」第7で定めるところに基づき、予算の範囲内で順次予定数量に達するまで、契約の相手方として決定する

(5) (4)の決定にあたって、予算の範囲、契約予定数量又はその両方を最初に超えることとなった申込者については、以下のとおり取り扱う。

①【予算の範囲を超えることとなった場合】

最初に予算の範囲を超える申込者が希望する場合には、当該申込者を契約の相手方として、予算額に達するまでの数量（トン未満切捨て）を申込数量とすることができる

②【契約予定数量を超えることとなった場合】

最初に契約予定数量を超える申込者が希望する場合には、当該申込者を契約の相手方として、契約予定数量に達するまでの数量（トン未満切捨て）を申込数量とすることができる

③【予算の範囲及び契約予定数量を超えることとなった場合】

最初に予算の範囲及び契約予定数量を超える申込者が希望する場合には、当該申込者を契約の相手方として、予算の範囲内の数量（トン未満切捨て）かつ契約予定数量までの数量を申込数量とすることができる。

(6) 本船くん蒸は、原則禁止とする。

ただし、輸出国の規制により本船くん蒸を行う場合は、「植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱」（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農林省農政局長通知）第3の規定に準じて危害防止に十分留意の上、作業を行うこと。

なお、本船の着岸及び荷役は、ガス濃度が同対策要綱第3の2の(3)のイに定める抑制濃度以下に低下したことを確認の上、行うこと。

(7) 国が輸出業者から引渡しを受ける数量の上限は、契約数量の5%増（トン未満切捨て）までのため、船積み時及び引渡し時の数量確認を徹底すること。

(8) 米国産小麦及びカナダ産小麦については、「未承認の遺伝子組換え小麦に係るタンパク質検査の導入について（令和元年7月17日付け元政統第551号農林水産省政策統括官通知）」に基づく未承認の遺伝子組換え小麦の混入の有無に係るCP4-EPSPSタンパク質検査（以下「CP4-EPSPSタンパク質検査」という。）を実施し、その結果を検収の前までに速やかに農産局長に報告すること。当該検査により輸入される米国産小麦及びカナダ産小麦が陽性又は擬陽性と確認された場合には、農産局長の指示に従うこと。

なお、CP4-EPSPSタンパク質検査に関する取扱いは、飼料用輸入麦の特別売買契約書付録1別表2の船積時検査項目欄に定める遺伝子組換え品種混入の検査に係る項目に関するものと同様とする。

(9) 運用基準第5の第5項又は第6項に基づき、電子入札により執行の日時を変更する場合は、同項定める日時変更通知書により通知する。

(10) 契約者は、契約履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えない取組に努めるものとする。

飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書

年度において、貴省で行われる飼料用麦の特別売買契約の見積合せに輸入を目的として参加する者に必要な資格の審査を申請します。

なお、申請に当たり下記事項を誓約します。

記

- 1 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。
- 2 申請者（役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が、輸出入関係諸法令^{*1}又は麦の流通に関する法令^{*2}の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 3 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条各号のいずれか及び同令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 4 輸出入関係諸法令、麦の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から輸入資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号

輸出入実績等に関する事項（ 年1月 日～ 年12月31日）

輸出入品目	輸出数量	輸入数量
米穀 麦類ふ すま とうもろこし こうりゃん 大豆 大豆油かす 脱脂粉乳 魚かす・魚粉 その他 （品目記載のこと）		

（注）1 本表は、申請時の前年（1月～12月）の実績とする。

2 上記数量を証明する書類を添付すること。

*1 輸出入関係諸法令とは、関税法(昭和29年法律第61号)、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、植物防疫法(昭和25年法律第151号)及び外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

*2 麦の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)、飼料需給安定法(昭和27年法律第356号)、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)、食品表示法(平成25年法律第70号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)、農産物検査法(昭和26年法律第144号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

様式4-II-1(その2) 【P.飼麦SBS-2 第4章のII 第3の3の(1)のウ】

(2)

※ 受付番号

輸 出 入 実 績 表

(単位：トン)

		輸 出 国	仕 向 先 国	3年前の実績	2年前の実績	前年の実績	直近3か年平均実績
輸 入	政府 輸入						/
	民間 輸入						
輸 出	政府 輸出						
	民間 輸出						
3 国 間 貿 易							
合 計							

- (注) 1 米穀等又は麦等の輸出入の実績を証する書類(例えば、輸出国の公的機関が発行した輸出数量証明等)を本船毎、仕向け先国別にまとめて添付する。
 2 契約の種類が「米穀」の場合にあっては、米穀のみの実績を、「米穀等」の場合は、米穀と米穀の加工品・調製品の別が分かるように記載すること。

様式4-II-1(その3)【P.飼麦SBS-2 第4章のII 第3の3の(1)のウ】

(3) ※受付番号

経 営 概 況 表

区 分	直前決算時 (千円)	剰余(欠損) 金処分(千円)	決算後の増減額 (千円)	合 計 (千円)			
自己 資 本 額	① (うち外国資本) 払込資本金						
	② 準備金・積立金						
	③ 次期繰越利益(欠損)金						
	④ 計						

外 資 状 況	1 外国籍会社 [国名:]
	2 日本国籍会社 [国名:] (比率: %)
	3 日本国籍会社 [国名:] (比率: %)

経営 状況	流 動 資 産 (千円)	流 動 負 債 (千円)	$\times 100 =$	%
----------	---------------	---------------	----------------	---

営業 年数等	① 創 業 年 月 日	② 休 業 又 は 転 (廃) 業 の 期 間 年 月 日 から 年 月 日	③ 現組織への変更 年 月 日	④ 営業年数 (年)	常勤職員の数 (人)	うち役員等数
-----------	----------------	---	--------------------	---------------	---------------	--------

設備の 額(千円)	①機 械 装 置 類	②運 搬 具 類	③工 具 そ の 他	④合 計
主要 設備 の 規模				

※審査結果

業 種 区 分	実績高	資本額	流動比率	職員数	営業年数	設備の額	総合数値	等級	順位

様式4-II-1(その4) 【P.飼麦SBS-2 第4章のII 第3の3の(1)のウ】

(4) ※受付番号

本 支 店 等 一 覧 表

本支店等 区 分	本 支 店 等 名 称	所 在 地	電 話 番 号 ファクシミリ番号	添付確認書類
		郵便番号		
		郵便番号		
		郵便番号		
		郵便番号		
		郵便番号		
		郵便番号		
		郵便番号		
		郵便番号		
		郵便番号		
		郵便番号		

(注) 国内、海外に区分して別葉にて記載し、その所在が確認できる書類を添付すること。

様式4-Ⅱ-1(その5)【P.飼麦SBS-2 第4章のⅡ 第3の3の(1)のウ】

(5)

※受付番号

本支店等において 1. 米穀 2. 米穀等 3. 麦 4. 麦加工品・調製品 の輸出入の業務に従事する役職員の業務経歴

本支店等名	役職	氏名	業務経歴					添付証明書類
			勤務地	従事期間	取扱品目	取扱数量	役職	

(注) 1 米穀等又は麦等の輸出入の業務に従事する役職員の業務経歴を証明する書類(例えば、人事証明書等)を添付すること。

2 国内、海外及び米穀、麦に区分して別葉にて記載し、その所在が確認できる書類を添付すること。

3 該当する項目(米穀、米穀等、麦又は麦加工・調製品)の番号を○で囲むこと。

名称等の公表に関する同意書

飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格者（有資格者）となった場合、商号又は名称、代表者氏名及び住所・電話番号が公表されることに同意します。

また、飼料用麦の特別売買契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

さらに、輸入資格の停止又は取消しを受けた場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：
電話番号：

飼料用特別売買麦買受資格審査申請書

年 月 日

農林水産省農産局長 殿
(畜産局飼料課経由)

住所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

飼料用特別売買麦の買受資格の審査を申請します。
また、飼料用特別売買麦の買受資格者と認められた場合、麦の流通に関する法令^{※1}を遵守し、飼料用輸入麦を適正に使用することを誓約するとともに、下記の事項について同意します^{※2}。

記

- 1 飼料用輸入麦の特別売買契約に係る買受資格者となった場合、商号又は名称、代表者氏名及び住所・電話番号が公表されることに同意します。
- 2 飼料用輸入麦の特別売買契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。
- 3 買受資格の取消しを受けた場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

※1 麦の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

※2 団体の場合は、本申請書の提出をもって、共同購入者についても誓約・同意したこととする。

直近1か年の飼料の取扱実績	トン（前年度	トン）
備考		

- (注) 1 直近1か年の飼料の取扱数量欄には、申請者が団体の場合は、当該団体又はその構成員の飼料の取扱実績の合計を記入すること。
2 必要に応じて製造する製品に関する資料を添付すること。

様式4-Ⅱ-3

(削除。)

番 号

年 月 日

資 格 確 認 通 知 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格の審査について、審査の結果、飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格を有すると認めましたので通知します。

なお、住所、商号若しくは名称、代表者氏名、電話番号等連絡先若しくは資本金に変更があった場合又は経営の状態が飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書類の内容と著しく相違するに至った場合は、直ちにその旨を届け出てください。

有効期限 年 月 日

番 号

年 月 日

資 格 確 認 通 知 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された飼料用特別売買麦買受資格の審査について、審査の結果、飼料用特別売買麦買受資格を有すると認めましたので通知します。

なお、住所、商号若しくは名称、代表者氏名、電話番号等連絡先若しくは資本金に変更があった場合又は経営の状態が飼料用特別売買麦買受資格審査申請書類の内容と著しく相違するに至った場合は、直ちにその旨を届け出てください。

有効期限 年 月 日

番 号

年 月 日

通 知 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格の審査について、審査の結果、飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格を有すると認められませんでしたので、通知します。

理由：

番 号

年 月 日

通 知 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された飼料用特別売買麦買受資格の審査について、審査の結果、飼料用特別売買麦買受資格を有すると認められませんでしたので、通知します。

理由：

飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書変更届

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

資格確認通知書の
交付年月日・番号
住 所〒
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日
農産第 号

このことについて、下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

2 変更事項に係る添付書類名

3 契約の種類
飼料用麦

(注) 1 本様式に収まらない場合は、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に記載すること。

飼料用特別売買受資格変更届

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

資格確認通知書の 年 月 日
交付年月日・番号 農産第 号
住所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知）第4章のII第3の5の(2)のアの規定に基づき、下記のとおり変更があったので届け出ます。

なお、申請者（法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が麦の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者にあつては、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過していることを誓約します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 3 変更年月日
- 4 変更理由

(注) 法人にあっては、登記終了後、速やかに登記簿謄本を提出するものとする。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

資 格 取 消 等 事 由 報 告 書

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

このことについて、下記のとおり資格取消（停止）事由が発生しましたので、報告します。

記

- 1 発生年月日 年 月 日
- 2 発 生 者 住所並びに商号又は名称及び代表者氏名
- 3 契約の種類
- 4 取消（停止）事由発生時の経営規模及び経営状態
- 5 当該年度における契約の実績 件 万円
- 6 該当条項及びその事実の詳細（別紙）
- 7 報告に係る事項についての発生者の説明（別紙）

番 号
年 月 日

資 格 停 止 通 知 書

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたは、 年 月 日付け 第 号の資格確認通知書により有資格者として登録されましたが、下記のとおり資格停止を行うこととしたので通知します。

記

- 1 停止対象となる資格
- 2 資格停止の期間
- 3 資格停止の理由

番 号
年 月 日

資 格 取 消 通 知 書

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

農林水産省農産局長

あなたは、 年 月 日付け 第 号の資格確認通知書により有資格者として登録されましたが、今回 の理由により、飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格を取り消します。

番 号
年 月 日

申請者名
代表者名 殿

農林水産省農産局長

飼料用特別売買麦買受資格取消通知書

この度、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知）第4章のⅡ第3の6の(2)の規定により、下記のとおり飼料用特別売買麦の買受資格の取消しを行うこととしたので、通知する。

記

買受資格取消しの理由

（備考）

買受資格の取消しに該当する事実について、発生日時、概要等を記載する。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

売渡申込資格者氏名

飼料用輸入麦の特別売買契約申込予定書

今般、飼料用輸入麦の特別売買契約について下記のとおり申込みを行う予定ですので、その旨を申し出ます。

記

連名により申込みを行う相手方の名称と代表者氏名	申込希望銘柄 (種類、産地)	数量 (M/T)	備考

年 月 日

整理番号	
------	--

飼料用輸入麦の特別売買申込書

食料安定供給特別会計
 支出負担行為担当官
 契約担当官
 農林水産省農産局長

殿

下記の条件で、「飼料用輸入麦の特別売買契約における見積合せの手引」を承知の上、飼料用輸入麦の特別売買申込書を提出します。

記

種 類	銘 柄	コード番号

売買申込数量 (M/T)	売渡申込価格 (円/M/T)	買受申込価格 (円/M/T)

売渡申込者	コード番号				
会社名 代表者氏名					
買受申込者	コード番号				
買受資格者名 代表者氏名					

輸入麦積来船動向報告書

年 月 日

食料安定供給特別会計
 支出負担行為担当官
 契約担当官
 農林水産省農産局長 殿

 買受人担当者 殿

契約者名
 所在地代
 表者氏名

1. 契約内容

配船番号		種類（銘柄）	
特別売買契約番号	（ ）	契約数量	
船積期限		B/L数量	

2. 積来船名・積地情報

積 来 船 名	積 地		
	積出港	入港日	出港日
積合せ貨物			

3. 入港予定日及び引渡予定数量

No.	輸入港名	入港予定日	内 航 船	陸 送	No.	バース名	保管場所		買受人名	引渡予定 数量 (トン)
							倉庫名	倉所		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			X	X		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			X	X		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			X	X		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			X	X		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			X	X		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			X	X		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			X	X		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			X	X		

(注1) 入港予定日が決定していない場合は、「入港予定日」は空欄とする。

(注2) 内航船又は陸送に該当する場合は、該当欄にチェックを記入する。

輸入麦配船予定報告書

年 月 日

食料安定供給特別会計
 支出負担行為担当官
 契約担当官
 農林水産省農産局長 殿

 買受人担当者 殿

契約者名
 所在地代
 表者氏名

1. 契約内容

配船番号		種類（銘柄）	
特別売買契約番号	（ ）	契約数量	
船積期限		B/L数量	

2. 積来船名・積地情報

積 来 船 名	積 地		
	積出港	入港日	出港日
積合せ貨物			

3. 入港予定日及び引渡予定数量

No.	輸入港名	入港予定日	内 航 船	陸 送	No.	バース名	保管場所		買受人名	引渡予定 数量 (トン)
							倉庫名	倉所		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

(注1) 港内のバースへの配船順位をNo. に記載する。
 (注2) 内航船又は陸送に該当する場合は、該当欄にチェックを記入する。

荷役計画書

年 月 日

食料安定供給特別会計
 支出負担行為担当官
 契約担当官
 農林水産省農産局長 殿

 買受人担当者 殿

契約者名
 所在地代
 表者氏名

1. 契約内容

配船番号		種類（銘柄）	
特別売買契約番号	（ ）	契約数量	
船積期限		B/L数量	

2. 積来船名・積地情報

積 来 船 名	積 地		
	積出港	入港日	出港日
積合せ貨物			

3. 入港予定日及び引渡予定数量

No.	輸入港名	各バースへの 入港予定日	内 航 船	陸 送	No.	バース名	保管場所		買受人名	引渡予定 数量 (トン)
							倉庫名	倉所		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

(注1) 各バースへの入港予定日を記載し、バースへの配船順位をNo.に記載する。

(注2) 内航船又は陸送に該当する場合は、該当欄にチェックを記入する。

荷捌計画書（記載例）

年 月 日

殿

契約者名
所在地代
表者氏名

- 1. 本船名
- 2. 船会社名
- 3. 輸出港
- 4. 出港日
- 5. 輸入港
- 6. 入港日時
- 7. 係留場所
- 8. 植物検疫
- 9. DON検査
- 10. 品目、産地、銘柄
- 11. 契約年月日、契約番号、契約数量、B/L数量、当該港揚数量
- 12. 先港、後港等の情報
- 13. 関係者

	業者名	担当者	連絡先電話番号
商社			
	(連絡責任者：		電話番号：
元受業者)
船内荷役業者			
通関業者			
検量業者			
検数業者			
斛元業者			
貿易業務課			
税関			
検疫所			
植物防疫所			
- 14. 本船積付状況
- 15. 保管場所
- 16. 沿岸荷役予定
- 17. 船内荷役予定

輸入業者 _____ 契約番号 _____ () 第 _____ 号

検 査 調 書

年 月 日

農林水産省農産局農産政策部長 殿

検収官

下記物品、 会計法による検査を終了しました。

本船名	入 港 年月日	品目	産地	産年	種類別産地銘柄、型銘柄又は品名	引渡場所 (倉番)		包 装		正 味 重 量	数 量		品位等 等 級	判 定	備 考
						元 地 補 充 別	種 類 銘 柄	一 枚 当 重 量	個 数		キ ロ グ ラ ム 数				
合 計															

飼料用輸入麦引渡書

年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長 殿

契約者名
所在地
代表者氏名

下記の輸入麦を引き渡します。

契約年月日	年 月 日
契約番号	売契麦()第 号
積来船名	
輸入港等	
入港年月日	年 月 日
品目	
産地	
銘柄	

引渡場所	品位等		数量 kg	単価 円/ト	金額 円	備考
	等級	判定				
合計						

本契約に基づき輸入港に到着した現品について、買入対象外麦が(あった、なかった)ことをお知らせします。

現品領収証

No.

検収年月日	年 月 日
-------	-------

上記物品を受領しました。

年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長
農林水産〇〇官

別添

飼料用輸入麦引渡書及び現品領収証（様式4-Ⅱ-18）の記入方法

1 作成部数

部数は、正（本符）1部及び写し1部とし、契約別、積来船別、輸入港等別及び品目別に別葉に作成する。

正1部は現品領収証として契約者に交付し、写し1部は農産局農産政策部貿易業務課の控えとする。

2 作成方法

	記載項目	作成要領
ア	品目	品目コード表の品目名を記入すること。
イ	産地、銘柄	特別売買契約書の付録に定める銘柄を記入すること。
ウ	引渡場所	引渡し又は保管場所を記入すること。
エ	数量	物品預り証の引渡場所別の数量により記入すること。
オ	単価	引渡物品のトン当りの単価を記入すること。 なお、当該単価が契約単価と異なるときは、その算定の明細を別紙に「適用価格算出明細」として添付すること。
カ	金額	(ア) 消費税等相当額を加算する前の金額については、飼料用輸入麦引渡書に計を設けて次により加算すること。 a 日別に作成する場合は、数量に単価を乗じて記入し、計において円未満の金額を切り捨ての上、記入すること。 b 各欄別の金額は、厘以下を切り捨て、銭位にとどめること。 なお、引渡場所が異なる場合でも、単価が同一のときは、欄ごとの金額を算出しないで、小計をとり、一括算出記入して差し支えない。 (イ) 消費税等相当額については、「引渡場所」欄に「消費税等相当額」と()書記入し、(ア)で算出した金額に消費税法及び地方税法に定める税率を乗じて算出した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を「金額」欄に記入すること。 (ウ) (ア)と(イ)を合算した金額を最末尾欄に合計として記入すること。

キ	その他	<p>(ア) 飼料用輸入麦引渡書に余白を生じたときは、右上より斜線で抹消し、最末尾欄に合計を記入すること。</p> <p>(イ) 飼料用輸入麦引渡書の欄外に買入対象外麦の有無を記入すること。</p>
ク	No.	年度ごとに一連番号とすること。

港湾荷役経費集計表

年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長 殿

契約者名
所在地
代表者氏名

下記の輸入表に係る港湾荷役経費は、次のとおりです。

契約年月日	年 月 日
契約番号	売契麦()第 号
積来船名	
輸入港等	
入港年月日	年 月 日
銘柄	

引渡港名	数量	金額	備考
	kg	円	
合計			

港湾荷役経費確認証

No.

検収年月日	年 月 日
-------	-------

上記物品に係る港湾荷役経費として、上記金額を確認しました。

年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長
農林水産〇〇官

別添

港湾荷役経費集計表及び港湾荷役経費確認証（様式4-Ⅱ-19）の記入方法

1 作成部数

部数は、飼料用輸入麦引渡書と同様とし、契約別、積来船別、輸入港等別及び品目別に別葉に作成する。

2 作成方法

	記載項目	作成要領
ア	数量	港湾荷役経費明細書（様式4-Ⅱ-20）の形態別加算費用の接岸取及びはしけ取の計の欄の数量を記入すること。
イ	金額	(ア) 引渡港、ばら物、袋物別各々一葉の港湾荷役経費明細書(様式4-Ⅱ-20)の「端数計算法による金額」の欄の金額を記入し、この金額(はしけ回送等の理由により、二葉以上の明細書を添付した場合には、各々の「端数計算法による金額」欄の金額を合算した金額。以下「課税標準額」という。)に消費税等相当額を加算した金額を最末尾欄に記入すること。 (イ) 消費税等相当額については、港湾荷役経費集計表の「引渡港名」欄に「消費税等相当額」と()書で記入し、(ア)の課税標準額に消費税法及び地方税法に定める税率を乗じて算出した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を「金額」欄に記入すること。
ウ	その他	港湾荷役経費集計表に余白を生じたときは、右上から斜線で抹消し、最末尾欄に合計を記入すること。

港湾荷役経費明細書

売契麦()第 号 積来船名 引渡港名 銘柄

項 目			数 量	単 価	金 額		備 考
形態別 加算費用	接岸取	引渡場所名 記号	kg	円	円		
	はしけ取	港 名 パース名					
計							
加算諸費用	土曜荷役割増料金						
	待機料						
	くん蒸薬品代等						
	海上運送費						
	残農等分析費(船積時)						
	残農分析費(サベイランス)						
計							
合 計							
端数計算法による金額						00	

注：加算諸費用欄に記載されている項目で、不必要な項目は削除すること。

別添

港湾荷役経費明細書（様式4-Ⅱ-20）の記入方法

1 作成部数

部数は、飼料用輸入麦引渡書と同様とし、契約別、積来船別、引渡港別及び銘柄別に別葉に作成する。

2 作成方法

	記載項目	作成要領
ア	引渡場所名	回送した場合は、積替え作業を行ったバースを記入すること。
イ	金額	各最小項目ごとに厘位以下を切り捨て銭位にとどめること。

現 品 買 受 申 出 書

年 月 日

食料安定供給特別会計
 契約担当官
 歳入徴収官
 農林水産省農産局長 殿

買受人名
 (代理人名)

飼料用輸入麦の特別売買契約書第〇条に基づき、輸入麦の買受けを下記のとおり申し出ます。

記

特別売買契約番号:

契約年月日 : 年 月 日

積来船名	輸入港名	検収場所		産地国銘柄	買受数量 (単位:kg)	契約単価 (円/トン)	代 金	用 途	備 考
		倉庫名	倉所名						
小 計	—	—	—	—		—		—	—
消 費 税	—	—	—	—	—	—		—	—
合 計	—	—	—	—		—		—	—

- (注) 1. 買受数量欄には検収予定通知書の検収予定数量と同量の値を記入すること。
 2. 用途欄は、配合飼料用又は単体飼料用の別を記入すること。
 3. 分割履行の場合は、備考欄に分割履行番号を記入すること。

委任状

年 月 日

食料安定供給特別会計
契約担当官
農林水産省農産局長 殿

〔委任者〕
所在地
名称
代表者役職
氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 委任期間

年 月 日から 年 月 日

(ただし、この委任期間内に締結した契約に係る債務及び約定事項の履行については、この委任期間経過後もなお効力を有するものとする。)

2 委任事項

- (1) 飼料用特別売買麦の買受けに係る納入告知書の受領に関する件
- (2) 飼料用特別売買麦の買受けに係る買受代金の納入に関する件
- (3) 飼料用特別売買麦の買受けに係る荷渡指図書受領に関する件

〔受任者〕
所在地
名称
代表者役職
氏名

年 月 日

地方農政局長□□
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長 殿

買受人名: _____

加工期限延長届(飼料用小麦)

買受人	輸入業者名	荷渡指図書交付日	配合・単体	契約年月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳				加工期限	加工延長	用途変更日	配合飼料	単体飼料	証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考
										工場名	所在県	配合飼料	単体飼料								

(注)1 加工延長を希望する飼料用麦のデータを明記のこと。

2 加工延長は加工期限から原則1ヶ月以内とし、これを越える場合には「備考」にその理由を明記のこと。

(理由の例) ○○工場で当初○○tと見込んだ需要量が○○○○○○○○の理由で減少し、

期限内に加工が完了する見込みが無いことから加工延長を申請したい。

なお、延長期間を○ヶ月と見込んだ根拠は、○○○○○○○のためである。

(根拠の例:現在の在庫数量÷月の需要量=1.5か月)

年 月 日

地方農政局長□□
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長 殿

買受人名: _____

加工期限延長届(飼料用大麦)

買受人	輸入業者名	荷渡指図書交付日	配合・単体	契約年月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳				加工期限	加工延長	用途変更日	用途変更日			証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考
										工場名/ 農家名	所在県	配合飼料	単体飼料				丸粒	配合飼料	単体飼料			

(注)1 加工延長を希望する飼料用麦のデータを明記のこと。

2 加工延長は加工期限から原則1ヶ月以内とし、これを越える場合には「備考」にその理由を明記のこと。

(理由の例) ○○工場当初○○トと見込んだ需要量が○○○○○○○○の理由で減少し、
 期限内に加工が完了する見込みが無いことから加工延長を申請したい。
 なお、延長期間を○ヶ月と見込んだ根拠は、○○○○○○のためである。
 (根拠の例: 現在の在庫数量÷月の需要量=1.5か月)

年 月 日

地方農政局長□□
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長 殿

買受人名: _____

飼料用麦の加工数量等の届出

大麦

買受人	輸入業者名	荷渡指 図書交 付日	配合・ 単体・ 丸粒	契約年 月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳				
										工場名／農家名	所在県	配合飼料	単体飼料	丸粒

小麦

買受人	輸入業者名	荷渡指 図書交 付日	配合・ 単体	契約年 月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳			
										工場名	所在県	配合飼料	単体飼料

- (注) 1 会計年度別に、大麦、小麦を記載する。
 2 買受人及び輸入業者名は、略称を使用する。
 3 産地国は、米、加、豪、露、ウクライナ等で記入する。

年 月 日

地方農政局長□□
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長 殿

買受人名: _____

用途等変更届(飼料用小麦)

旧	買受人	輸入業者名	荷渡指図書交付日	配合・単体	契約年月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳				加工期限	加工延長	用途変更日		証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考
											工場名	所在県	配合飼料	単体飼料			配合飼料	単体飼料			



新	買受人	輸入業者名	荷渡指図書交付日	配合・単体	契約年月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳				加工期限	加工延長	用途変更日		証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考
											工場名	所在県	配合飼料	単体飼料			配合飼料	単体飼料			

新	買受人	輸入業者名	荷渡指図書交付日	配合・単体	契約年月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳				加工期限	加工延長	用途変更日		証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考
											工場名	所在県	配合飼料	単体飼料			配合飼料	単体飼料			

(注)1 用途変更を希望する飼料用麦のデータを明記のこと。

2 用途変更による新旧を明らかにすること。

3 用途変更を必要とする理由を「備考」に明記のこと。

(理由の例) ○○工場で配合飼料として加工する予定であったが、○○○○○○○○○○の理由から、
 ○○工場で○○として加工する必要が生じたため、用途変更を申請したい。

年 月 日

地方農政局長□□
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長 殿

買受人名: _____

用途等変更届(飼料用大麦)

旧	買受人	輸入業者名	荷渡指図書交付日	配合・単体	契約年月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳					加工期限	加工延長	用途変更日			証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考
											工場名/ 農家名	所在県	配合飼料	単体飼料	丸粒			配合飼料	単体飼料	丸粒			



新	買受人	輸入業者名	荷渡指図書交付日	配合・単体	契約年月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳					加工期限	加工延長	用途変更日			証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考
											工場名/ 農家名	所在県	配合飼料	単体飼料	丸粒			配合飼料	単体飼料	丸粒			

新	買受人	輸入業者名	荷渡指図書交付日	配合・単体	契約年月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳					加工期限	加工延長	用途変更日			証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考
											工場名/ 農家名	所在県	配合飼料	単体飼料	丸粒			配合飼料	単体飼料	丸粒			

(注)1 用途変更を希望する飼料用表のデータを明記のこと。

2 用途変更による新旧を明らかにすること。

3 用途変更を必要とする理由を「備考」に明記のこと。

(理由の例) ○○工場で配合飼料として加工する予定であったが、○○○○○○○○○○の理由から、
 ○○工場で○○として加工する必要が生じたため、用途変更を申請したい。

特別売買契約に係る単体飼料用輸入麦加工・譲渡計画書

年 月 日

畜産局長 殿

買受人名
代表者氏名

特別売買契約に係る単体飼料用輸入（小・大）麦の加工及び加工品の譲渡について、次のとおり計画書を提出します。

特別売買契約年月日 年 月 日（引渡年月日 年 月 日）

加工期限 年 月 日

引 渡				加 工		加 工 品 譲 渡				備 考
○年○月○日 第○回分 (契約番号)	数 量	単 価 <small>(包装込み トン当り)</small>	金 額	指定工場名	指定工場所 在都道府県	数 量	譲渡先名	譲渡先所在 都 道 府 県	数 量	
	kg	円	円			kg			kg	
計	本 体									
	税 込									

- (注) 1 種類（小麦、大麦）別に別葉とする。
2 「引渡年月日」は、荷渡指図書の交付日とする。

特別売買契約に係る飼料用輸入麦加工品譲渡状況報告書 (単体小麦用)

年 月 日

農林水産大臣 (畜産局長経由) 殿

買受人名
代表者氏名

特別売買契約に係る単体飼料用輸入小麦の加工品の譲渡について、次のとおり報告します。

○年 ○月○日 第○回分 (契約番号)	引 渡					加 工		加 工 品 譲 渡					備 考		
	年 月 日	数 量	単 価 ト ン 当 り 包 装 込 み	金 額	指 定 工 場 名	数 量	製 品 数 量 加熱圧ぺん加工	譲 渡 年 月 日	譲 渡 先		製 品 数 量 加熱圧ぺん加工	単 価		金 額	
									名 称	所都 道府 在県					
		kg		円	円		kg	kg				kg	円	円	
計	本体														
	税込														

- (注) 1 「引渡年月日」は、荷渡指図書 of 交付日とする。
 2 「譲渡先」欄は、証明要領に基づく証明を行った加工品の譲渡先とする。
 3 転売し又は貸し付けた単体飼料用輸入小麦については、備考欄に、転売し又は貸し付けた旨、転買人等の氏名又は名称及び転買人による保管の場所を記入する。
 4 転買し又は借り受けた単体飼料用輸入小麦については、備考欄に、転買し又は借り受けた旨、買受人の氏名又は名称及び買受人による保管の場所を記入する。

特別売買契約に係る飼料用輸入麦加工品譲渡状況報告書 (単体大麦用)

年 月 日

農林水産大臣 (畜産局長経由) 殿

買受人名
代表者氏名

特別売買契約に係る単体飼料用輸入大麦の加工品の譲渡について、次のとおり報告します。

○年 ○月○日 第○回分 (契約番号)	引 渡					加 工					加 工 品 譲 渡										備 考				
	年 月 日	数 量	単 価 (ト ン 当 り の 包 装 込 み)	金 額	指 定 工 場 名	数 量	製 品 数 量				譲 渡 年 月 日	譲 渡 先		製 品 数 量				単 価				金 額			
							ば ん 砕	ひ き 割	圧 ん	外 皮		計	名 称	所 在 都 道 府 在 県	ば ん 砕	ひ き 割	圧 ん	外 皮	計	ば ん 砕			ひ き 割	圧 ん	外 皮
		kg	円	円		kg	kg	kg	kg	kg	kg				kg	kg	kg	kg	kg	円	円	円	円	円	
計	本体																								
	税込																								

- (注) 1 「引渡年月日」は、荷渡指図書の交付日とする。
 2 「譲渡先」欄は、証明要領に基づく証明を行った加工品の譲渡先とする。
 3 転売し又は貸し付けた単体飼料用輸入大麦については、備考欄に、転売し又は貸し付けた旨、転買人等の氏名又は名称及び転買人による保管の場所を記入する。
 4 転買し又は借り受けた単体飼料用輸入大麦については、備考欄に、転買し又は借り受けた旨、買受人の氏名又は名称及び買受人による保管の場所を記入する。

特別売買契約に係る飼料用輸入麦加工品譲渡状況報告書 (配合飼料用)

年 月 日

農林水産大臣 (畜産局長経由) 殿

買受人名
代表者氏名

特別売買契約に係る配合飼料用輸入 (小・大) 麦を使用した配合飼料の譲渡について、次のとおり報告します。

○年○月○日 第○回分 (契約番号)	引 渡					加 工 加 工 用 量 加 使 用 数	配 合 飼 料 譲 渡				備 考	
	引 渡 年 月 日	引 渡 数 量	引渡単価 (包装込み トン当り)	引渡金額	指 定 工場名		譲 渡 年 月 日	譲 渡 譲 渡 先	譲 渡 数 量	譲渡単価 (トン当り)		譲渡金額
		kg	円	円					kg	円	円	
計	本 体 税 込											

- (注) 1 種類 (小麦、大麦) 別に別葉とする。
 2 「引渡年月日」は、荷渡指図書 of 交付日とする。
 3 「譲渡先」欄は、証明要領に基づく証明を行った加工使用品の譲渡先とする。
 4 転売し又は貸し付けた単体飼料用輸入小麦については、備考欄に、転売し又は貸し付けた旨、転買人等の氏名又は名称及び転買人による保管の場所を記入する。
 5 転買し又は借り受けた単体飼料用輸入小麦については、備考欄に、転買し又は借り受けた旨、買受人の氏名又は名称及び買受人による保管の場所を記入する。

特別売買契約に係る飼料用輸入（小・大） 麦受払台帳

○年○月○日 第○回分 (契約番号)	引渡数量	加工		譲渡			備考
		指定工場名	数量	譲渡年月日	譲渡先	数量	
	kg		kg			kg	

- (注) 1 種類（小麦、大麦）別、用途（単体、配合、丸粒大麦）別に別葉とする。
 2 「譲渡先」欄は、証明要領に基づく証明を行った加工使用品の譲渡先又は丸粒大麦の販売先とする。
 3 用途が丸粒大麦の場合は、加工（指定工場名、数量）欄は空欄とする。
 4 転売し又は貸し付けた単体飼料用輸入小麦については、備考欄に、転売し又は貸し付けた旨、転買人等の氏名又は名称及び転買人による保管の場所を記入する。
 5 転買し又は借り受けた単体飼料用輸入小麦については、備考欄に、転買し又は借り受けた旨、買受人の氏名又は名称及び買受人による保管の場所を記入する。

特別売買契約に係る飼料用輸入麦輸入状況報告書

年 月 日

農林水産大臣（畜産局長経由） 殿

売渡人名代
表者氏名

特別売買契約に係る飼料用輸入（小・大）麦を輸入したので、次のとおり報告します。

○年○月 ○日第○回分 (契約番号)	買受人	輸入申請 年月日	輸入数量 (トン)	輸入単価 (円/ト)	荷姿	産地国名	輸出港名	輸入港名	入 港 年月日	船舶名	備考

- (注) 1 種類（小麦、大麦）別に別様とする。
 2 契約番号ごとに取りまとめて提出する。
 3 輸入単価は、税関に申告した単価とする。
 4 輸入数量は、政府への売渡数量とする。

飼料用輸入麦の特別売買契約における見積合せの手引

－ 商社・飼料団体配布用 －

農産局農産政策部貿易業務課

目 次

第1	資格の停止又は取消し	69
第2	見積合せの実施に係る通知	69
1	通知する事項	69
2	その他通知事項	69
第3	特別売買申込予定書の提出	70
1	予定書の提出	70
2	予定数量の変更	70
第4	見積合せの条件	70
第5	見積合せの実施	70
1	申込書の提出	70
2	申込書の無効	70
3	公正な契約申込みの確保	71
4	異議の申し立て	71
第6	再度見積合せ	71
第7	見積合せの契約相手方の決定	71
第8	売買申込価格が同額の申し込み	72
第9	見積合せ結果の通知	72
第10	契約の締結	72
1	契約書の作成	72
2	契約の成立	72
3	契約書の送付	72
第11	システムへの加入	72

飼料用輸入麦の特別売買契約における見積合せの手引

飼料用輸入麦の特別売買契約の見積合せは、次により実施する。

第1 資格の停止又は取消し

- 1 農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、有資格者が輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知）第4章Ⅱ第3の6(1)に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めるときは、資格の停止又は取消しを行うことができる。
- 2 有資格者の資格の停止又は取消しを行ったときは、当該有資格者及び地方農政局長等に通知するとともに、その事実、理由及び停止又は取消しとなった者の商号又は名称を農林水産省ホームページにおいて公表する。

第2 見積合せの実施に係る通知

農産局長は、原則として、見積合せを実施する日の7日前までに以下の事項を通知する。

1 通知する事項

- (1) 契約予定数量等見積合せに関する事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 見積合せの実施場所及び日時
- (4) 第3の特別売買申込予定書の提出に関する事項
- (5) その他必要事項

2 その他通知事項

1の通知に際して、次に掲げる事項を明らかにする。

- (1) 当該見積合せ申込資格のない者の行った見積合せ又は見積合せ条件に違反した申込みは、無効とすること（予決令第76条）
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要すること（契約事務取扱規則第11条）
- (3) 電子入札システム^{*1}により実施する見積合せ（以下「電子見積合せ」という。）の場合は、その旨
- (4) 政府所有米麦情報管理システムにおける電子入札運用基準（平成20年4月1日付け20総食第2065号総合食料局長通知）第5の第5項又は第6項に基づき、電子入札による執行の日時を変更する場合は同項に定める日時変更通知書により行うこと
- (5) (3)により見積合せを実施するに当たり、必要があると認められる場合に申込書等の必要箇所を読み替えること

*1 電子入札システムとは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に係る各種業務を処理する情報システム（政府所有米麦情報管理システム）を利用した電子入札が実施できるシステムをいう。

第3 特別売買申込予定書の提出

1 予定書の提出

特別売買契約の申込みを行おうとする有資格者は、原則として、第2の見積合せの通知を行った2日後までに、「飼料用輸入麦の特別売買契約申込予定書」（様式1。以下本章のIIにおいて「予定書」という。）を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課（以下「貿易業務課」という。）に提出する。

⇒飼料用輸入麦の特別売買契約申込予定書（様式1）・・・P73

2 予定数量の変更

有資格者又は買受資格者は、1の数量を変更する場合は、有資格者から変更後の予定書を貿易業務課に提出する。

第4 見積合せの条件（予決令第76条）

見積合せに関する条件を、見積合せの当日、その執行場所に掲示する。

第5 見積合せの実施

見積合せは、有資格者及び買受資格者からの連名による「飼料用輸入麦の特別売買申込書」（様式2）の提出により、契約の申込みをすることにより行う。

⇒飼料用輸入麦の特別売買申込書（様式2）・・・P74

1 申込書の提出

- (1) 特別売買契約を申し込む者（以下「契約申込者」という。）は、あらかじめ、契約書案の条項及び「売渡人と買受人の間の金銭のやり取りに関する留意事項」（別紙）を熟覧の上、契約の申込みをしなければならない。
- (2) 契約申込者は、申込書を作成し、封かんの上（電子見積合せは除く。）、契約申込者の氏名を表記し契約の申込みをしなければならない。
- (3) 契約申込者は、代理人をして申込みをさせるときは、その委任状（様式3）を提出しなければならない。ただし、当該契約申込者が第4章のI手引第6の1の(3)における委任状を提出しており、かつ、代理人が同一である場合は、この限りではない。

⇒委任状（様式3）・・・P75・76

- (4) 契約申込者又は契約申込者の代理人（以下「契約申込者等」という。）は、同一の申込みにおいて他の契約申込者の代理をすることができない。
- (5) 契約申込者等は、見積合せの時刻を過ぎたときは、契約の申込みをすることができない。
- (6) 契約申込者等は、提出した申込書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (7) 契約申込者等は、同一の契約の申込みにおいて、他の契約申込者等と共同して履行することを前提とした契約の申込みをすることはできない。
- (8) 契約申込者等は、暴力団排除に関する誓約事項（様式4）について申込前に確認しなければならず、申込書の提出をもってこれに同意したものとする。

⇒暴力団排除に関する誓約事項（様式4）・・・P77

2 申込書の無効

次のいずれかに該当した場合は、申込書を無効とする。

- (1) 見積合せに参加する資格を有しない者のした申込書
- (2) 委任状を提出していない代理人のした申込書
- (3) 契約申込者等の双方が同一である申込書
- (4) 契約申込者等の記名（電子見積合せは除く。）のない申込書
- (5) 売渡申込価格又は買受申込価格を訂正した申込書
- (6) 数量、売渡申込価格又は買受申込価格にトン未満又は円未満の端数を付した申込書
- (7) 契約の対象とされる現品の種類等又は金額、その他の数字に係る記載が不鮮明又は不明確な申込書
- (8) 契約の対象とされる現品の種類又は数量に誤りがあった申込書
- (9) 同一の申込みにおいて他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の申込書
- (10) 同一の契約申込者等が、同一の種類、銘柄の現品を対象とする複数の契約の申込みをした場合における当該契約申込者等に係るすべての申込書
- (11) 電報、電信（電子見積合せは除く。）及び郵送（FAXを含む。）による申込書
- (12) 公正な手段によらない申込書
- (13) 第5の最低申込数量に満たない申込数量を記載した申込書
- (14) 暴力団排除に係る誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた申込書
- (15) 前号までに掲げるもののほか、この手引に定める条件に違反した申込書

3 公正な契約申込みの確保

- (1) 契約申込者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 契約申込者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、契約申込みを公正に執行することができないと認められるときは、当該契約申込者等を見積合せに参加させず、又は見積合せの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 公正な見積合せを確保するため、契約申込者等は、贈賄、独占禁止法違反及び談合等の不正な行為を行ったことを理由に、司法当局及び公正取引委員会等の関係行政機関から何らかの措置を受けたときは、速やかに農産局長（農林水産省農産局農産政策部貿易業務課）に報告する。

4 異議の申し立て

契約申込者等は、契約の申込み後この手引及び契約書の案について、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第6 再度見積合せ（予決令第82条）

- 1 1回目（初度）の見積合せの結果、買入予定価格以下の価格による申込みがないとき又は売渡予定価格以上の価格による申込みがないときは、当該申込みに限り、引き続き再度の見積合せを行うことができる。
- 2 再度見積合せは、初度の見積合せの継続延長として行うため、初度の買入条件及び予定価格の変更は行わない。

第7 見積合せの契約相手方の決定

売渡申込価格が買入予定価格以下で、かつ買受申込価格が売渡予定価格以上であったものの中から、売渡申込価格が安価なものから順次、当該見積合せの契約予定数量に達するまでの申込者を契約の相手方として決定する。

ただし、買受申込価格が、売渡申込価格に特別売買契約書に定める港湾諸経費（安全性検査費用等）及び平成7年3月27日農林水産省告示第457号（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件）別表第2に定める額を加えた額を超えない申込みのみを有効とする。

第8 売買申込価格が同額の申込み

- 1 特別売買契約の相手方の決定に当たり、売渡申込価格が同一の申込みが複数あるときは、買受申込価格の高いものから採用する。さらに、買受申込価格が同額の場合は、くじにより契約の相手方を決定する。
- 2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、見積合せを執行する職員以外の職員にくじを引かせるものとする。

第9 見積合せ結果の通知

見積合せが終了したときは、見積合せに参加した者に対し、速やかに見積合せの結果を通知する。

第10 契約の締結

1 契約書の作成

見積合せにより契約の相手方となる有資格者（以下「売渡人」という。）及び買受資格者（以下「買受人」という。）を決定したときは、売渡人及び買受人は「飼料用輸入麦の特別売買契約書」（以下「特別売買契約書」という。）の正本を当該契約者と同数の部数を作成し、見積合せの翌日から起算して15日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。）に契約を締結する。

2 契約の成立

特別売買契約は、農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官）及び当該契約の相手方（法人の代表者又はその代理人を含む。以下同じ。）が特別売買契約書に記名押印することにより成立する。

3 契約書の送付

2により農産局長（支出負担行為担当官）が記名押印をしたときは、売渡人及び買受人の正本各一部を売渡人及び買受人に送付する。

第11 システムへの加入

契約申込者等は、「政府所有米麦情報管理システム運用要領」（平成19年3月30日付け18総合第1845号農林水産省総合食料局長通知）第10に基づく利用申込みを行うものとする。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

売渡申込資格者氏名
(代理人) _____

飼料用輸入麦の特別売買契約申込予定書

年 月実施予定の飼料用輸入麦の特別売買契約に係る見積合わせについて、
下記のとおり申込みを行う予定ですので、その旨を申し出ます。

記

連名により申込みを行う買受申込資格者の名称と代表者氏名	申込希望銘柄 (種類、産地)	数量 (M/T)	備考
計			

年 月 日

整理番号	
------	--

飼料用輸入麦の特別売買申込書

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
契 約 担 当 官
農 林 水 産 省 農 産 局 長

殿

下記の条件で、「飼料用輸入麦の特別売買契約における見積合せの手引」を承知の上、飼料用輸入麦の特別売買申込書を提出します。

記

種 類	銘 柄	コード番号

売買申込数量 (M/T)	売渡申込価格 (円/M/T)	買受申込価格 (円/M/T)

売渡申込者	コード番号	-----
会 社 名 代 表 者 氏 名		

買受申込者	コード番号	-----
買受資格者名 代 表 者 氏 名		

年 月 日

委 任 状

食料安定供給特別会計

支出負担行為担当官

契 約 担 当 官

農 林 水 産 省 農 産 局 長

殿

住 所

名 称

代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、貴省が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第43条および飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）第4条に基づき実施する輸入に係る麦の特別な方式による買入れ及び売渡しに関する 年度の契約に関する一切の権限及び復代理人を選任する権限を委任します。

記

住 所

名 称

(役 職)

代理人氏名

年 月 日

委 任 状

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
契 約 担 当 官
農林水産省農産局長

殿

住 所
名 称
代 表 者
代 理 人

私は、下記の者を復代理人と定め、貴省が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第43条および飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）第4条に基づき実施する輸入に係る麦の特別な方式による買入れ及び売渡しに関する 年度の契約に関する一切の権限を委任します。

記

住 所
名 称
(役 職)
復代理人氏名

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、飼料用輸入麦の特別売買申込書の提出をもって誓約します。

(別紙)

売渡人と買受人の間の金銭のやり取りに関する留意事項

1 金銭のやり取りの禁止

輸入麦の特別売買契約に定めのある場合を除き、当該契約に関連して、売渡人と買受人との間で金銭のやり取りを行ってはならないこと。

また、この禁止については、売渡人と買受人からの転売先（すなわち、買受人から直接又は間接に現品の販売、譲渡又は引渡しを受けた者）との間の金銭のやり取りも対象となること。

なお、各種の金銭のやり取りが「禁止される金銭のやり取り」に該当するかどうかについては、別添の具体例を参照すること。

2 報告規定について

当該契約に関連しないものを含め、売渡人と買受人(買受人からの転売先を含む。)との間での金銭のやり取りに関する報告を農林水産省から求められた場合は、その求めに応じるなど、金銭のやり取りに関する報告義務を適切に履行すること。

(別添)

【金銭のやり取りの具体例】

禁止される金銭のやり取りの例	①	個々のSBS契約の単価、数量に関連して、買受業者の買入量に応じて、〇〇円/kgを支払う。	個々のSBS契約において、実質的に買受業者のSBS麦の入手単価を引き下げていると評価できるため
	②	個々のSBS契約の単価、数量に関連して、買受業者の買入量に応じて、一定額(例：1～10トン=1万円、20～30トン=2万円など)を支払う。	1kg当たりの単価ではないが、個々のSBS契約において、実質的に買受業者のSBS麦の入手単価を引き下げていると評価できるため
	③	複数のSBS契約をまとめて、買受業者のSBS麦の買入量に応じて、〇〇円/kgを支払う。	個々のSBS契約についての支払いではないが、1kg当たりで単価を設定しており、結局、個々のSBS契約において実質的に買受業者のSBS麦の入手単価を引き下げていると評価できるため
	④	年間通して(又は数ヶ月ごとに)、買受業者のSBS麦の買入量に応じて、〇〇円/kgを支払う。	
	⑤	年間通して(又は数ヶ月ごとに)、買受業者のSBS麦の買入量に応じて、一定額(例：1～10トン=1万円、20～30トン=2万円など)を支払う。	
	⑥	SBS契約履行後、販売不振等によりSBS麦の在庫が積み上がった場合、輸入業者が、買受業者に対するアフターケアとして、買受業者に代わって倉庫業者への保管料を支払う。	輸入業者から倉庫業者への支払いであるが、個々の契約に関連するものであり、実質的に買受業者のSBS麦の入手単価を引き下げていると評価できるため
禁止されない金銭のやり取りの例	⑦	累積数量達成に伴う奨励金(例：SBSを問わず、販売が累計1,000トンに達したことに伴い支払うなど)。	個々のSBS契約に関連しておらず、契約書上の買受価格と実質的な買受価格との間に差が生じているとの疑念を抱くおそれがないため
	⑧	個々のSBS契約での単価、数量に関係なく、販売促進費として年間〇〇円支払う。	
	⑨	個々の契約での単価、数量に関係なく、特定の産地・銘柄の需要拡大のための試食会、レシピ開発、パンフレット作成費等として支払う。	
	⑩	業界団体が会員企業を代表して買受業者となり、会員の注文を取りまとめて輸入業者とSBS契約を締結しているため輸入業者から当該業界団体に対し、年に1度、取りまとめ業務に対する報酬として支払う。	